

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

|                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 南 砺 市<br>(162108)          |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 北野 地区<br>( 北野、長楽寺、次郎丸、吉松 ) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月6日<br>(第1回)         |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、4集落で構成されており内3集落では、営農組合が法人化されている。その他、任意集落営農組織や認定農業者、他地区組織等の耕作者で営農を行っている。

集落営農法人は当面問題が無いと思われるが、構成員の高齢化や兼業化に伴う後継者不足も加速し、農業継続と併せ農地及び農業用施設など保安全管理を担う人材の不足が懸念される。

また、集積が進んでいない地区は、更に厳しい状況で耕作放棄地が徐々に増大の傾向にあるため、将来を見据えて2集落では次世代に農業を継承できるよう農業用施設等の整備事業を施行・要望中である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

大半の集落は現状維持を目指しているが、個人経営者も多数いることから集落の将来を見据え、土地持ち非農家を含め、若手や定年者が参画しやすい集落営農の組織化を検討する。また、後継者不足に対しては、地区外から意欲のある方を専従者としての雇用体制も検討したい。主要作物である米、麦、大豆を主軸に継続していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 268.40 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 268.40 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha        |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                       |
| 地域内の農業を担う者への経営農地の更なる集約化を目指し、隣接する地区の所有者の意向も確認しつつ、原則として、農地中間管理機構を通じて貸し付けていく。                                                              |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                       |
| 農業の担い手が諸事情により営農の継続が困難となった場合には、地域計画の見直しを行い、農地の一時保安全管理や新たな受け手への貸し付けができるよう、機構を通じて進めていく。                                                    |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                                                                                        |
| 当地区は、概ね30aの農地として基盤整備がされており、また、各農地の高低差も大きいことから、農地の大区画化・汎用化等の新たな基盤整備事業は現在の段階では検討していない。しかし、農地の集積・集約化を協議・調整し、組織化を進めるためにも農業用施設等の整備事業を要望中である。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                   |
| 地域内の組織化を進める他にも、地域内外からの多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成することや、既存の営農組織の再生化などの検討にも取り組んでいく。                                                       |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                    |
| 地域内での防除作業等、農作業の効率化を図れる場合は、農業協同組合等への委託による省力化の検討を行う。                                                                                      |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①②次郎丸地区は農村振興会との連携を検討する。
- ②堆肥の活用し化学肥料の削減を図る。
- ③ドローンの活用を検討する。
- ⑧ビニールハウスの通年利活用を検討する。
- ⑨肥料化とうもろこしの活用を検討する。